

教育福祉常任委員会会議記録

1. 期 日 令和5年5月31日(水) 開会 15時00分
閉会 15時36分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議案件 子どもの権利について
4. 出席者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松崎委員、前田委員、
野地委員、根岸議長
傍聴議員 2名
一般傍聴者 0名
議会事務局 2名 議会事務局長、庶務課長

子どもの権利について

- 委員長 定刻になったのでただいまより、教育福祉常任委員会を開催する。手元に配布した資料を見てください。①教育福祉常任委員会の継続調査について、4月と5月の調査研究会の総括と今後の計画を6月議会に報告し、継続調査の承認を得たいと思う。①の資料に基づく説明。この継続調査の報告内容案を6月議会で報告したいと思うがいかがか。
- 前田 武蔵野市の条例に対してヒアリングを行うとのことだが視察に行くということか。
- 委員長 それをこれから協議したいと思う。ヒアリングの手法についてはこの後、決めればよろしいかと思ったがいかがか。協議の後でヒアリングにするか、視察に行くのか、その他何らかの情報収集の手段を選ぶのかを、ここに書き込めばよいかと思ったがいかがか。
- 前田 最初に視察をするのかヒアリングをするのか、内容を決めてからの方がよいのではないかと思う。
- 委員長 それは一理あると思う。③の武蔵野市へのヒアリングの方法について協議をしたいと思うがいかがか。最後に報告の内容を検討するということではよろしいか。日程については最後にしてもよろしいかと思う。
- 古谷 武蔵野市に仮に行くとした場合は今までの慣例では1回のみか。
- 委員長 私は1度行く、あるいは相手側の都合でズームにしてくれとかあるかもしれない

が1回は委員会全員でヒアリングし、その後でもっと現場の方からの説明がいるとなった場合には職員の方に来ていただく。もしくは、町民も行政も一緒に報告会に参加していただき、実際に関わった職員から説明をいただくというようなことも考えられるかと思う。

野地

先に聞きたいことを文章で回答をいただいて、我々が承知をしたうえで行くのはよいと思うが、いきなり行ってやり取りをするというよりも文章的なやりとりをして、なぜ武蔵野市は条例を作ったのかといった質問はきっと当日も出ると思うが、分かりきった質問は投げかけていく、先に送るというの必要なのかと思う。もう1つ気になるのが調査研究会の中でも話が出たが、この報告書の表現だと子どもの権利条例を来年3月、もしくは6月に向けて作りますよという表現である。これを言ってしまうとそこから逃げられないし、作らなければいけない。このテーマを決めるときもそうだったが、この間の話だと条例ありきで物事が動くのではなくて、結果として条例が必要だということに私は持っていきたいと思っていたが3月、6月で条例を作りますよという表現が気になる。目的や必要性はあくまでも議会の執行ではなくて、基本的には執行者による条例執行になる。権利条例を作りますということが私は引っ掛かる。

委員長

継続調査を提案する段階では条例制定ありきではなくて、社会状況から喫緊に対応する案件があると思うので、まずはヒアリング、調査研究会していこうということになった。4月27日に第1委員会室で調査研究会をした際に、日本が既に批准している子どもの権利条例の4つの基本方針について、ここで共有した時に非常に大事だと皆さんで共有したと私は思った。野地委員からももう少し時間をもって作っていくのでは遅いのかとご意見があった時に、私としては遅いと考えていると皆さんの前で表明した。その場で二宮町議会の教育福祉常任委員会として、これを作るという意思で共有したと私は思っていたが皆さまいかがか。

前田

野地委員からも話があったが、前回の時には権利条例を目標として進んでいこうという確認だったと思うがいかがか。

野地

当初から言っているように必要とあればと思っている。目標という言葉はどう捉えるかだが、目標で進むのはいいが今ここで宣言をして、これから条例作りに走るということですよ。いいかどうかの投げかけである。目標なら目標でよいが、本当に必要性があるのかどうか、内容がどうかもこれから議論してということになるが、条例ありきである。もう目標でも何でもなし。この表現だと条例ありきである。皆さんと共有できていればまだよいが、えっと思うようではいけないと思っている。皆さんはそのつもりで動くのか聞きたい。

岡田

私も目標としてやるということで認識している。野地さんが言うようにありきになってしまうと、どうしてもということがあるので、目標にしておいて必要性がそこまでないという議論が詰まっていけば、少し方向性を変えてもよいかと思う。

松崎 最初の時にこのことは議論になった。最初の時は条例ありきではないということでテーマが選ばれたと認識している。野地委員の言うように、これが最終目標で条例を作るとすると、これから私たちもいろいろなことを勉強していくわけで、考え方も変わると思うので、どちらかというと野地委員の意見と同じである。

委員長 副委員長と私で随分話をした。先日のヒアリングでも4つの基本方針に基づいてヒアリングした際、子どもが参画していないことが非常にはっきりした。そこに注力してヒアリングしていく、報告会をしていく、町民の皆さまの意見を聞いていく。これが子どもの権利に関わる成長環境にしっかりとくっきりと問題を浮き彫りにして、進みそうで進まない子どもの成長環境の改善、学校におけること、コミュニティ・スクールにおけること、子どもの福祉におけること、そのいろいろなことがこれによって町民の皆さまと議会と行政が学び、一歩も二歩も前進するのではないかという感触を私は持っているが皆さまいかがか。

議長 委員長は子どもが参画していない事が分かったとおっしゃった。4つの基本方針に対するヒアリングをして同じような共通認識を持っていた。その日に話をし、ヒアリング結果をもって条例の勉強をしていくという認識の共有はできたのか。

委員長 条例の勉強をしていくのではなく、子どもの権利についてということである。国として子どもの権利条約を批准しているので具体には進んでいるはずである。やはり自治体にも必要とのことでいろいろところで作られている。このことを私が説明するのではなく、皆さまが理解できないというか、もっとゆっくり進めたいのであれば、何かしらの文言を変えるのかと思うが、これで言うと令和6年9月議会上程を目途にということで、絶対条例を作るんだということは書いていないのではないかと私は思うがいかがか。

古谷 今の意見を聞くと過半数の方が条例ありきではないということだった。資料の4つの基本方針が町レベルで学びを進めることが重要であることを確認とあるが、これからは更に確認して、当委員会として議会が中心的なという文章の下の令和6年9月議会上程を目途にということところは、今回抜いておいた方がよいかと思う。勉強していく中で重要だということがはっきりしてきたら、この条例を作りましょうという方向に持って行った方がよいかと思う。時間がないのは事実で少し正副とも焦っていたような気がする。

野地 副委員長の言葉も理解できるが、そこまでなくてよいのかと思う。私としては二宮町子どもの権利条例の制定の目標に向け、今後も調査研究を続けることとしたとする。そして調査研究をしていくには条例の研究もしていくわけで、この町にも必要で今年の9月なのか来年の3月なのか分からないが勉強は進めていくが、やはり必要だと何かを示す必要はある。今2回しか勉強していないのに条例ありきだと捉えられないと思うので、条例制定を目標に今後も調査研究することとしたとするのは

私の1つの案である。もう1つ、副委員長が4つの基本方針の観点からは抜いたらという提案だったが。

古谷 そこは重要で、それをもって勉強していこうと。

野地 そこで今議長も勘違いをされたので、はっきりさせた方がよいと私は思った。この4つの基本方針の観点から子どもの成長過程について、例えば生涯学習課で聞いた項目を入れる方が分かりやすく、教育総務課ではいじめの人数を確認するなど細かく事業として聞いた。その現状をヒアリングによって確認したとか付け加えた方が分かりやすい。これだと成長環境についてヒアリングしたと、非常に範囲が大きい但实际上はいじめの人数などを確認したに過ぎないので、現状内容をきちんと書くのであればよいが、少し入れた方がヒアリング結果が分かりやすいと思う。

岡田 私も盛り込めるのであればヒアリング項目を盛り込んだ方がよいと思う。書けないのであれば代表項目でも構わない。ヒアリングの内容が分かってよいと思う。

委員長 ヒアリングをしたという文言についてはもっと具体があればよいが、実際は多岐に渡っており、どこを重点とすると書くと誤解を招くかと思う。いじめの人数とかは予算審査でも確認済みで基本的なことは分かっている。何がというところこそ、これからの議論対象になると思っていたので、ヒアリングをしましたというのが漠然としているのであれば何か具体の課題を書くのはありますね、いじめとか。

野地 成長環境についてヒアリングをしたという認識が私はなかった。非常に大きく感じた。教育委員会や子育て・健康課もそうだが成長環境について何も話していない。話していたのは聞いたことに対してなので、たくさんあって書けないのか、代表でよいかとか文章でなくても箇条書きでもよいが、聞いた人が分かるような報告書の方がここはよいと感じている。ヒアリングし現状を確認した等を報告する。その方が非常に分かりやすいと思っている。

古谷 2名から意見が出たので、どれを書くかは正副委員長に任せていただいて、何々他でよいのではないか。概念的になりすぎているような気もするので、具体的な部分があった方がやりましたという意味合いでは優れていると思う。何々他という形でよいと思うので各課に対して1個、2個聞いたという内容を載せていただいた方が具体的である。内容については委員長に任せていただく。

一石 成長環境についてこれは書かない方がいいなと今聞いてそう思った。具体的な事を書くとも4つの基本方針の観点から生涯学習課、教育総務課、子育て・健康課にヒアリングをしたというだけではいけないのか。具体的なことを書くべきか。不登校児童生徒の具体的なことを書くべきか。

- 古谷 子どもの権利条例は漠然としている。具体的に何に対してということがあるので、いじめとかそういう言葉が入ってきた方がこの時点ではよいのではないか。何をやっているのといった時に、出だしのところでそういうのを確認しているとした方が、進捗状況が若干見えるのではないかと思う。
- 委員長 いじめとかコアな事項について私たちが深く共有していない。
- 古谷 当然していないがあくまでもこれは報告書で 3 回のヒアリングで、こういうことを聞いたというのを具体例で入れていった方が活動報告としては、分かりやすいのではないかと思う。
- 野地 副委員長の意見に賛同する。ヒアリングをしましたではなく、ヒアリングをして現状を確認したというのが事実だと思う。そういう活動していると委員長報告で言うわけで、その後こういうことをしていくということに繋がっていくのでそうした方がよいと思う。
- 委員長 生涯学習課、教育総務課、子育て・健康課にヒアリングし、現状を確認したでよろしいか。その次のところで、野地委員が言われたことは二宮町子どもの権利条例の制定を目標に、今後も調査研究を続けることとした。私はそれでよいと思うが、それでよろしいか。
- 松崎 「制定を視野に」の方がよいのではないか。4 つの基本方針が打ち出されており、国が批准したということは動かぬ事実である。国ははっきりとした方針が示され、批准もしている。町レベルで学びを進めることが重要であることを確認した。これから町レベルで学びを進めていく中で、町でも条例が必要だとなるのか、国が批准しているのでこれで十分だとなるのか、これから学びを進めていく中で分かってくることではないのかという理解である。
- 委員長 子どもの権利基本条例というのは、大枠が 4 つの基本方針で、もっと細かいこともある。これは国際条約なので。
- 松崎 町レベルで学びを進めていくことが重要であると確認したわけですよね。
- 委員長 そうである。
- 松崎 これから学びを進めていきましょう。
- 委員長 そうすると「二宮町子どもの権利条例を持てることを視野に」とする。
- 松崎 「条例制定を視野に」というのは私の意見なので皆さんはいかがか。

野地 目標と視野の使い分けですね。

松崎 言葉の問題である。

前田 国はこの4つの基本方針をもとに各自治体で子どもの権利条約を作っていたきたいというのが、国から各自治体に投げかけられていることだと思う。4月の勉強会の時にも目標としてというのを合意しているわけである。できれば目標という言葉を使っていただきたい。できる、できないは別として目標にしていきましょうと確認され、岡田委員からも目標の確認は分かっているという話だったので。

委員長 日本は批准するも具体の政策が進んでいないということで、世界から批判を受けている。実際に貧困が進み、若者の自殺が非常に多いという状況もあるので、各自治体で考えていくことが必要であると共有したと思う。前田委員が言われたように、「二宮町子どもの権利条例制定を目標に今後も引き続き調査研究を続けることとした」が、今の状況では妥当と思うが皆さまいかがか。

(「異議なし」との声あり。)

委員長 ありがとうございます。以下のところは大丈夫か。武蔵野市へのヒアリングについては武蔵野市の子どもの権利条例が一番新しく、今の子どもの状態を考えたもので、特徴的なのは川崎市の子どもの権利条例と同じように子ども、地域の方々と対話を続けてできたものであり、子どもたちの言葉も載っているというのが初代の川崎市の子どもの権利条例と似通ったところがあって、武蔵野を研究することが一番有効ではないかと思う。戻るがこの報告案について進めると、ヒアリングを行うという文章を書くのはまだ早いということか。

前田 私はまだ早いと思う。この6月の議会以降、武蔵野市の子どもの権利条例について最新の優れた手法を学ぶべくヒアリングを行いということは、まだ無理ではないかと思う。もっと町の実態をつかみ、この間各課にヒアリングした中で不登校やいじめの実態、活動を確認したので、それに対してもっと深く掘り下げた確認をしてからでも遅くはないのではないかと思う。この間は数を聞いただけである。前期の時に一色小学校に行って実態を伺ったようなかたちで、できれば各学校を回って、その後権利条例を作ろうという時にヒアリングでも遅くはないのではないかと思う。

委員長 私が思うに子ども権利条例について学びが少ないと思っている。武蔵野市の子ども権利条例を学ぶことが、子どもの権利を学ぶことに繋がるのかと私は思った。

議長 武蔵野市の子ども権利条例を学ぶのは良いと思う。現場を知ることでもまだ並行して行っていきたいということが委員の皆さまにもある。ヒアリングに行くかどうかというのが委員の皆さまは引っ掛かっていると思う。

古谷 ヒアリングは何回行けるのか、1回ですよ。1番聞きたかったのはそこである。何回も行くなら出始めで聞き、出来上がったところでも聞けるが1回ならもう少し後ろにして先ほど案が出たが、文章で出して回答していただき、合わせて町内の実態を把握することをやっていったらいかがか。

岡田 私も野地委員、古谷委員と同じでステップを踏む方がヒアリングの中身も充実し、1回で済むと思う。ステップとしてはゆっくりだが、そちらの方が後々早くなるのではないかと思う。

委員長 今回の報告では委員会の共有として6月以降については、具体の進め方を研究するというところか。具体的にどここの条例について研究するということはなしに、引き続き研究を進めることという感じか。

野地 そこまで削らなくてもよいと思っている。武蔵野市の子どもの権利条例については最新の優れた手法であり、学ぶのは事実である。例えばこれを元にとかでもよいと思うが、武蔵野市の子ども権利条例を学ぶのは予定しているので、やらないのはヒアリングという手法を取らないみたいなことである。手法を学び、これを元にと続いてもよいのかという気がした。

委員長 これを元にさらに行政、地域の子どもの権利について調査研究を進めてまいりますということよろしいか。

(「異議なし」との声あり。)

委員長 ではそのようにまとめていきたいと思う。完成した分については後ほど皆さんで共有して、ご承認いただきたいと思う。これで教育福祉常任委員会を閉会する。

閉会 15時36分